

空家等に関する相談業務について

鎌ケ谷市では、千葉司法書士会（以下「司法書士会」という。）と連携し、市内の空家等の対策に関する相談業務について協定を結びました。空家をお持ちの方で、空家に関する法律や相続に関することなどでお悩みの方はぜひ一度ご利用ください。

●主な業務内容

①相談員

鎌ケ谷市と協定を結んだ司法書士会の相談員が対応します。相談場所は、相談員の事務所になります。

なお、相談では営業行為を禁止しています。

②相談の一例

- ・空家に関する法律や相続に関すること。
- ・空家の登記に関すること
- ・空家の利活用、跡地利用等に関する各種契約に関すること。
- ・相続財産管理人選任申立に関すること。

③相談料金

無料です。相談回数は原則1物件に対して1回となります。時間は30分が目安です（詳細な調査等を希望する場合は、別途契約等が必要となります）。

2回目以降はお問い合わせください。

●申込方法

- ・「空家等に関する相談申込兼情報提供同意書」にご記入の上、
鎌ケ谷市役所 建築住宅課 住宅係へ直接持参
- ・郵送の場合
〒273-0195 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1
鎌ケ谷市役所 建築住宅課 住宅係宛て
いずれかの方法で申し込んでください。

●申し込みに関する注意事項

- ・市内に空家を所有している方及びその親族が相談の対象となります。
- ・申し込み状況により、相談までに日時を要する場合があります。
- ・ご相談の際は、下記の資料をご用意されるとより具体的な相談に応じられます。
登記事項証明書（土地 建物）、戸籍謄本等。